

教 教 評 第 3 号  
令和8年4月1日

県立学校長 殿

岡山県教育委員会教育長

### 教職員の勤務の適正化に向けて

県教育委員会では、職場における組織的な対応と教職員一人ひとりの創意工夫により、ゆとりを生み出し、生き生きと働くことのできる活力ある職場をつくることを通して、教職員が心身の健康を維持し、日々の生活の質の向上と教職人生の充実を図るとともに、子どもと向き合う時間を確保し、全ての子どもたちへのよりよい教育を実現するため、教職員の勤務負担軽減に取り組んでいます。また、これまでの取組を踏まえ、より一層働き方改革を推進してくために、「令和7～10年度 学校における働き方改革 重点取組」の策定を進めているところです。

この度、関係する取組や制度についてとりまとめて作成した「教職員の勤務の適正化に向けて」（別添資料）を改訂しました。

貴職におかれましては、この通知の趣旨を貴校の教職員に周知いただくとともに、教職員の勤務の適正化を図り、学校現場における働き方改革の推進をお願いします。

なお、この通知は県教育庁教職員課のホームページからも閲覧することができますので、御活用ください。

教 教 評 第 3 号  
令和8年4月1日

市町村（組合）教育委員会教育長 殿  
（岡山市を除く。）

岡山県教育委員会教育長

### 教職員の勤務の適正化に向けて

県教育委員会では、職場における組織的な対応と教職員一人ひとりの創意工夫により、ゆとりを生み出し、生き生きと働くことのできる活力ある職場をつくることを通して、教職員が心身の健康を維持し、日々の生活の質の向上と教職人生の充実を図るとともに、子どもと向き合う時間を確保し、全ての子どもたちへのよりよい教育を実現するため、教職員の勤務負担軽減に取り組んでいます。また、これまでの取組を踏まえ、より一層働き方改革を推進してくために、「令和7～10年度 学校における働き方改革 重点取組」の策定を進めているところです。

この度、関係する取組や制度についてとりまとめて作成した「教職員の勤務の適正化に向けて」（別添資料）を改訂しました。

貴教育委員会におかれましては、この通知の趣旨を管内の管理職及び教職員に周知いただくとともに、教職員の勤務の適正化を図り、学校現場における働き方改革の推進をお願いします。

なお、この通知は県教育庁教職員課のホームページからも閲覧することができますので、御活用ください。